

【主な出来事】

- 16日、ヴェニス委員会及びOSCE/ODIHRは、モルドバ選挙法改正案に係る共同勧告を发出。否定的内容。
- 27日、シェフチュク・トランスニストリア前「大統領」はモルドバ本土へ逃亡。

1. 内政

▼25日、「国家統一党」第1回党大会。

・シヤラル前国防相が率いる政党。バセスク前ルーマニア大統領が名誉党首、コドリアヌ・ルーマニア議員が第一副党首に就任。党首ポストは同前大統領のモルドバ国籍回復まで空席とされ、シヤラル前国防相が「執行党首」に就任。

選挙改革関係

▼16日、モルドバ選挙法改正案に係るヴェニス委員会及びOSCE/ODIHRの共同勧告发出。

・広汎なコンセンサスの欠如と内容面での懸念を指摘し、現下の政治状況においては選挙制度の根本的変更は望ましくないとした。

・17日、カンドゥ議会議長は、ヴェニス委員会からの技術的・法的提言は履行するとしつつ、モルドバには主権があり、引き続き並立制を目指すとした。またギリツキ欧州人民グループ代表は、「コンセンサス」は主観的なものであり、いかなる法案も100%の賛同を得ることは困難であるとして反論。

・20日、ドドン大統領は、本勧告の法的提言は受け入れるが内政干渉は認めないとした。また同法案を社会党が支持する条件として、①比例区足切りライン6%の維持、②決選投票無し、③トランスニストリアへの実際の割当の確保、④特にロシアにおける追加的投票所の設置を挙げた。

▼19日、欧州対外行動庁の声明。

・選挙制度改正は国家の主権であるが、現下の政治状況においては選挙制度の根本的変更は望ましくないとのヴェニス委員会及びOSCE/ODIHRの見解を共有するとした。また、モルドバが本件改正を行った場合、その施行状況は欧州評議会加盟国としての義務に照らして評価されるとし、民主主義と法の支配はEU連合協定の主要要素であることを踏まえ、モルドバが今次勧告を尊重することを求めた。

▼野党の反応。

・自由民主党、DA、我らの党及びPASは今次勧告を支持する声明を发出、並立制は導入されるべきではないとした。

・21日、自由党は並立制への反対を改めて表明。

・26日、DAは比例制改善のための12提案を発表。

▼30日、議会は選挙制度改革に係る討議を実施。

・ヴェニス委員会の勧告後初めて。野党は参加を拒否。

大統領

▼19日、大統領の議会解散権限拡大案(憲法第85条の改正)に係るヴェニス委員会の勧告。

・現在の議会レジーム下では、議会解散は「政党政治」の道

具として使われうる過剰な権限となりかねず、議会と大統領のいずれに対しても広汎な自由裁量権を付与することは反対であったとした。

▼20日、ドドン大統領は、新憲法制定のための市民委員会の創設を発表。

・プルベレ元憲法裁判長もメンバー。大統領共和制に基づく草案が2018年に提示される予定。

▼27日、ドドン大統領は、ティモフティ前大統領が策定した国家安全保障戦略案を撤回。

・モルドバの国益や中立的地位等に基づく新たな戦略が策定される予定。

政府

▼15日、フィリップ首相は首相付属経済評議会による投資政策ロードマップに署名。

・投資法制の安定と国際的ベスト・プラクティスの導入、業界との効果的連絡、投資家の苦情に対応する効果的メカニズムの構築、査証手続の改善等を挙げている。

議会

▼22日、社会党によるガルブル外相解任動議。

・定足数不足のため成立せず。

▼22日、中国・カタル・クウェート人に対する査証簡素化に関する法を採択。

▼23日、外国投資家及びIT専門家に対する滞在許可付与手続の簡素化に係る法を最終採択。

▼23日、反テロリスト評議会設立法を最終採択。

・各地方議会や地方の保安局・警察の代表らを含むもの。

憲法裁判所

▼21日、自由民主党は現内閣の合憲性に疑義。

・現フィリップ内閣任命に係る2016年1月の議会決議の合憲性につき憲法裁判所に訴えた。

10億ドル不正銀行送金事件関連

▼15日、チオクレア中銀総裁の発言。

・7月初旬にKroll社専門家が来訪し、横領された資産の回収に向けた戦略案の確認等を行う予定であり、初秋には資金回収手続が開始されるとした。

▼16日、レアンカ議会副議長発言へのIMFの反論。

・(10日、レアンカ副議長が、2014年11月に当時首相であった自身が3銀行への緊急融資に対する政府保証に署名したのは、世銀・IMFを含む国際金融機関との事前の協議及び勧告に基づくことと発言したことに関し)IMFは、当局との定期的協議は行われており、IMF側から技術支援のオファー

はしたが、政府はIMFの提言に従わなかった」と発表。

・20日、レアンカ副議長は、世銀及びIMFの反論を否定、国際機関が汚い国内政治ゲームに参加していると批判。

▼21日、シヨール・オルヘイ市長への地裁判決。

・検察による懲役19年の求刑に対し、懲役7年半の判決が下された。

2. 外政

▼16日、タナセ前憲法裁判所長官がヴェニス委員会委員(任期4年)に就任。

▼19日、ガルブル外相のルクセンブルク訪問。

・EU東方パートナーシップ年次閣僚会合に出席。

▼20日、フィリップ首相、カンドゥ議長、プラホトニク民主党政党首らのブラッセル訪問。

・フィリップ首相はトゥスク欧州理事会議長、ハン欧州委員、タヤニ欧州議会議長らと会談。フィリップ首相より、EUのマクロ経済支援をモルドバ選挙改革と絡めることのないよう要請。EU側からは、モルドバ政府がヴェニス委員会勧告を完全に履行することを期待するとして。

・プラホトニク党首は欧州議会関係者と会談。

▼22日、ドゥン大統領のアゼルバイジャン訪問。

・アリエフ大統領と会談。両国政府間経済協力委員会会合及びビジネスフォーラムの今秋開催につき協議。グレチャニ社会党党首、ブラフ・ガガウズ自治区長官も訪問に同行。

▼23日、フリック米国務次官補代理の来訪。

・フィリップ首相、ガルブル外相らと会談。

▼26日、フィリップ首相のストラスブルク訪問。

・ヤーグラン欧州評議会事務局長の他、PACE、ECHR関係者らと会談。

・欧州評議会議員会議総会にて演説、欧州評議会との協力によるモルドバ改革の成果やガガウズ自治区との関係強化に言及すると共に、選挙制度改革の必要性を強調。

▼27～29日、カルムク経済相の中国訪問。

・サマーダボスに出席。

3. 経済

▼28日、中央銀行は短期政策金利を改定。

・年率9%から8%に引き下げ。

▼28日、ガス供給契約。

・ガスピロムとモルドバガスは、ガス供給・トランジット契約を2019年末まで延長。

経済協力

▼22日、米「Transparent Justice」プロジェクト開始。

・裁判文書のデジタル化や電子申請、審理ビデオ放送などを内容とする。期間は2019年までで、予算は490万ドル。

4. トランスニストリア

▼13日、クラスノセルスキ「大統領」の訪英。

・オックスフォードユニオンへの招待により、同ユニオンにて講

演。モルドバには歴史的・法的に「ト」に対する請求権がなく、「ト」は独立のための全ての根拠を有するとして。英外務省担当課長とも協議。

・17日、カンドゥ議長は、本件が公式訪問であった場合、重大な国際法違反であると批判。当地英大使は、今次訪問は公式訪問ではなく、前例としないとする声明を发出。19日、モルドバ外務省は当地英大使を招致し、抗議。

▼16日、ウクライナ安全保障局は、「ト」市民を逮捕。

・オデッサ地方にて、法執行機関関係者とのロシア・スパイ網構築を試みた疑いで1名を逮捕。「ト」「国家安全保障省」の協力者とされる。

▼16日、「ト」中銀はルーブル公定レートを改定。

・1ドル=11.7ルーブルから15ルーブルに引き下げ。「中銀」総裁は右理由として、2016年通貨危機及び本年4月以降の対モルドバ電力輸出停止(注:6月に再開)を挙げた。

・これを受け、市中銀行の相場は15.8ルーブルとなった。

▼20日、2017年「ト」予算の採択。

・「ト」議会第3読会にて最終採択。中央及び地方に於ける歳入は23.95億ルーブル、歳出は45.62億ルーブル。

▼25日、オデッサにてロシア諜報員が拘束。

・在オデッサ・ロシア総領事と協力してウクライナ治安関係者をリクルートしていたほか、関連情報を「ト」「国家安全保障省」に伝達していたとされる。

▼23日、「ト」議会は銀行システム安定化に係る「法律」を採択。

・「ト」の1銀行の解体、2銀行の国有化を内容とする。

▼28日、「ト」議会は公金横領の容疑でシェフチュク前「大統領」の特権免除を剥奪。

・27日夜、同前「大統領」はモルドバ本土に逃亡。本件を政治的動機に基づくものであると批判すると共に、グシヤン「シエリフ」社社長が自身の暗殺を指示したと主張。

・30日、バラン・モルドバ副首相は、同前「大統領」の「ト」への送還を拒否する意向を表明。

▼モルドバ・ウクライナ共同国境管理の現状。

・6月19日現在で未開始。技術的・ロジック的原因によるもの。

5. 各種統計

▼2017年国連世界人口予測報告。(22日)

・モルドバの人口は2050年までに15%減少することが予測されている。

▼2017年米国務省人身取引報告書。(28日)

・モルドバを「Tier 2 ウォッチリスト」に格下げ、2008年以来の低評価に。モルドバ政府は多大な努力をしているが、人身売買撲滅の最低基準に完全には達していないとした。

(了)